



広報

みなみおくに

町の人口

6月末現在

総人口 5,827人

男 2,805人

女 3,022人

世帯数 1,354戸

発行 南小国町役場 TEL 2-1111 印刷 白木印刷(株) TEL 62-1255

No. 117



南小国町中学校にプール建設される

8月号



「リンドウが丘 キャンプ場便り」

絶好の避暑地・瀬ノ本高原

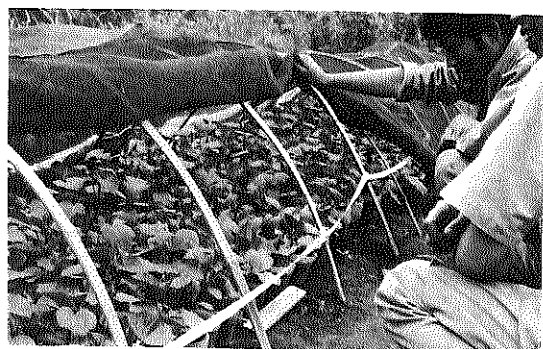
夏のバカンスを楽しもう！御家族連れで

期 間 7月15日～8月31日

申込場所 南小国町役場 TEL (09674) ②1111

キューリの特産地

こゝ南小国町



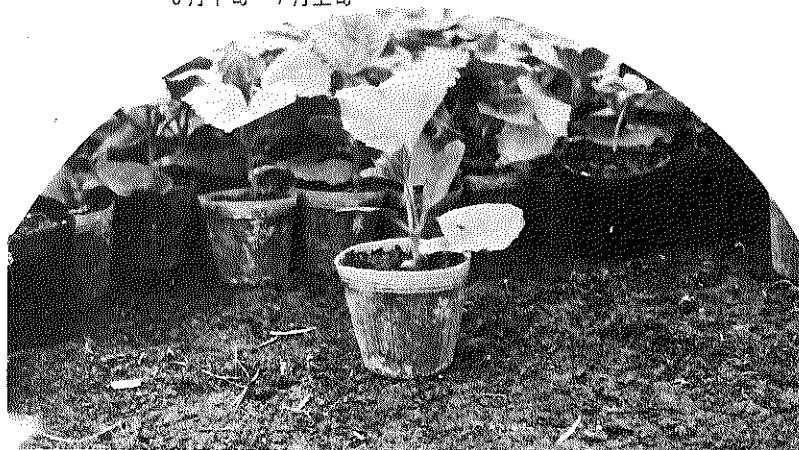
← (精根こめて育成された
キューリの苗)四月～六月下旬播種

産地を見る



生産される

↓ 本畑に移植付前の苗
6月下旬～7月上旬



品 種 ときわ北星 6 ha
山東四葉2号 8 ha
播種期 4月下～6月下
収穫期 7月上～10月下
反当収量予定 6～8 t

48年出荷計画 800t (80,000ケース)
共撰場 人夫 40名雇用
出荷先 福岡、熊本、大分の各市場
1日出荷量年均1000ケース
(最高2,000 ケース)

お知らせ

町内P、T、A連合会主催による各校区補導員連絡協議会が七月六日市原小学校で開催され各単P、T、A会長、校長、各校区補導員、教育長、小国高校長、生活指導係、青少年補導員、小国警察署等出席青少年の事故並非行防止について協議されました。その結果を左記の通り各家庭に御連絡致します。

記

- 一、非行の芽は早く摘み取ること。
- 一、補導員は互に連絡をとり青少年の非行については社会ぐるみで補導しよう。発見した時は先づ学校に連絡して下さい。
- 一、青少年の夜間外出や無断外泊を家庭で禁止すること。
- 一、家庭ではもっと子供に関心を示し服装態度に注意すること。
- 一、土曜日の社会体育には辨当を持たせましょう。
- 一、高校生の単車のスピード出し過ぎに注意しよう。

町内P T A連合協議会

火災がどんなに恐ろしいものかは申すまでもありませんのでここには予防について、南小国町でどんな規定があるのか、大要をお知らせして火災を出さないように心がけて載せたいと思います。

町の規定

火災予防条例

一、この規定は消防法の中で公衆の出入りする場所の指定（興行場、百貨店、旅館、飲食店、其他公衆の出入りする場所）、圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの屈出、火災警報発令中の火の使用の制限、其の他必要なまじりが定められています。

（炉及びかまど）

一、可燃性部分及び物品から安全な距離を保つこと。

二、可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。

三、可燃性のガス又は蒸気が発生し又は滞留するおそれのない位置に設けること。

四、階段、避難口等の附近で避難の支障となる位置に設けないこと。

五、地震、その他の振動又は衝撃により、容易に転倒し亀裂し又は破損しない構造とすること。

六、屋外に設ける場合にあつて

は風雨等により口火及びバーナの火が消えないような措置を講ずること。

七、熱風炉に付属する風道別に規定があります。

八、燃料槽はかまどから二米以上水平に離れること。

九、特にプロパンガス等は転倒しないような装置をすること、この外沢山こまかい規定があります。

（ボイラー）

ボイラーは前記の外にきまりがありますが省略致します。

火災のまえに予防を

知っておいていただきたい火災予防について

ありますが省略致します。

（ストーブ）

これについても規定はありませんが煙突は屋根面から六十センチメートル以上高くすること、掃除が容易に出きるようにすること。

（壁付暖炉）

規定がありますが省略致します（乾燥設備）

一、乾燥物品が直接熱源と接触しない構造とすること。

二、室内の温度が過度に上昇するおそれのある乾燥設備は非常警

報装置又は熱源の自動停止装置を設けること。この外に規定はありませんが省略致します。

（簡易湯沸設備）

一、天井、上方のたな等の可燃物から六十センチメートル以上の間隔を保つこと。

二、壁、柱等の可燃物の部分から四、五センチメートル以上の間隔を保つこと。

三、発熱量六万キロカロリー、毎時をこえるものは規定がありますが省略致します。

（火花を生ずる設備）

別に規定がありますが省略します。

（変電設備）

別に規定がありますが省略します。

（蓄電設備）

別に規定がありますが省略します。

（発電設備）

舞台装置等電気設備、避雷設備、ネオン管灯設備、（アイロン及びこて）

一、アイロン又はこては使用中において可燃性物の上に放置してはならない。

（液体燃料を使用する器具）

コンロ及び移動式ストーブ等

一、器具の構造に応じ、可燃物から火災予防上安全な距離を保つこと。

二、可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。

三、地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用する

（喫煙等）

劇場、映画館、演芸場、観覧場

公会堂又は集会場の舞台、客席等

で火災が発生した場合人命に危険を生ずるおそれのある場所で消防の指定する場所において喫煙し又裸火を使用してはならない。

この場合、禁煙「火気厳禁」危険物品特のみ厳禁などの表示をする（空地の管理）省略

（たき火）

十、使用中は器具を移動させないこと。

十一、もれ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること、又移動式ストーブにあつては地震等により自動消火装置又は自動的

に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければなら

い。

（固体燃料を使用する器具）省略致します。

（気体燃料を使用する器具）液体の取扱に同じ

（喫煙等）

劇場、映画館、演芸場、観覧場

公会堂又は集会場の舞台、客席等

で火災が発生した場合人命に危険を生ずるおそれのある場所で消防の指定する場所において喫煙し又裸火を使用してはならない。

この場合、禁煙「火気厳禁」危険物品特のみ厳禁などの表示をする（空地の管理）省略

（たき火）

一、可燃性のものには防災処理を施さねばならない。

(がん具用煙火)

一、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

二、保管はふたのある容器に、又高温体の接近をさけること。

(化学実験等) 規定省略

(作業中の防火管理)

一、ガス若しくは電気による溶接作業、グラインダ等による火花を発生する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業又は鋳打作業は引火性又は爆発性の物品の附近においてこれを行なつてはならない。

二、溶接作業等を行なう場合は火災予防上必要な措置を講じなければならぬ。

三、作業現場においては火災予防上安全な場所に吸殻器を設け当該場所以外の場所では喫煙してはならない。

(指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱基準)

危険物については規定が汎山あるので省略致します。

(避難管理)

避難通路を設けねばならないものの規定がありますが省略します(避難施設の管理)

一、何時でも避難上支障のないようにしておくこと。

(火を使用する設備の設置の届出)

熱風炉、据付面積二平方メートル以上の炉及びかまど(個人住居に設けるものを除く)

乾燥設備、火花を生ずる設備、変電、発電等は、あらかじめ届け出なければなりません。

(火災とまぎらわしい煙等を発生するおそれのある行為等の届出)

一、火災とまぎらわしい煙、又は火花を発生するおそれのある行為

二、煙火(がん具用煙火を除く)の打上げ又は仕掛

三、その他屈出のものがありま

すが省略致します。

以上大要を述べましたが省略部分は或る程度、当然手続き等の段階で規定が適用されます。尚この外に罰則、規定もあります。

「火災の前に予防を」皆で心がけ本町から火災を出さぬようにいたしましょう。

あれから十年

心配される集中豪雨

小国地方の大きな水害は十年を周期としてやってくるようです。昭和二十八年六月の西日本一帯を襲った大水害、そして、十年後の昭和三十八年八月の集中豪雨の爪あととは今なお私たちの記憶に新しいところです。

今年は、昭和三十八年から十年目にあたります。現在のところ典型的な陽性型の梅雨で、雨らしい雨が降っていません。しかし、世の中陽があれば必ず陰があります、このあといつ、烈しい雷雨があり、また集中豪雨があるかも知れません。

災害が忘れないうちにやってくるこのごろでは、つねに、災害に備へて準備をしておく必要があります。

以下防災上の心得についてごく常識的なことがらをのべて見ましょう。

◎大雨洪水等の予警報が出たら

1. ラジオ・テレビの気象情報によく注意し必要に応じて対策をたてる。

2. 停電に備へて懐中電灯、ロウソク

ク・トランジスタラジオ等を用意する。

3. いざと言うときの避難場所を確認しておく。

4. 隣近所の人との連絡方法をきめておく。

5. 洪水警報、避難命令などがどういう経路で自分のところに伝達されるか、よく確認しておく。

◎危険水位に近づいたときの準備

1. 避難準備として次のものを用意しておく。

イ、食料(二三日分と飲料水

ロ、ロープ

ハ、下着二、三枚

ニ、一、五メートル程の棒

ホ、重要品、貴重品、印鑑など

◎危険がせまったとき

1. 水害のおそれがあるときは次のようにすること

イ、畳は高い台の上に積み重ねること

ロ、たんすは引き出しを抜いて高いところへおくこと

ハ、火の元は必ず消し、ガスの元栓を占めること

ニ、学用品の保存に注意すること

2. がけくずれの予想されるところでは充分注意すること

3. 川の近くに住んでいる人は川の水かさに注意すること

◎避難するときの注意

1. 平素から避難場所と安全な道順とをよくおぼえておくこと

2. 町長や、現場の消防団から避難命令が出たら、まず、こども、老人、病人、一般の順に避難すること

3. 携帯品としては、非常食糧、飲料水、医薬品、貴重品(印鑑、現金等)着かえの衣料、懐中電灯等にとどめる

4. 頭には、帽子、頭布、ヘルメットなどの防具をつけること(素足や裸は危険)

5. 単独行動はさけ、責任者を中心に、家族はもちろん隣近所をそろって避難すること、この場合、誘導員の指示に従い、水にさらわれぬようロープでつなぐことも必要である。

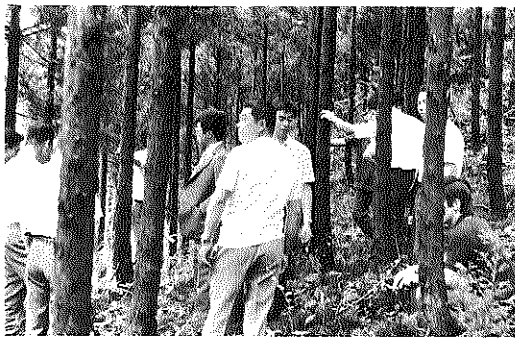
6. 避難の指示は有線放送、サイレン、伝令等によつて行なわれるので十分注意し、隣近所と連絡をとること

以上は、ほんのごく初歩的なこととがらす。しかし、この初歩的

ことも実際には仲々守られないのが実情です。こらばぬさきの杖と

いうことわざも、あります。今から

万一の場合に備えましょう。



林研クラブが昭和三十九年に森林組合の指導のもとに設立して以来、現在二十九名の会員構成を以て今日に至り林業の技術向上に励んでいます。その間町内の皆様には深いご理解を仰ぐ機会が極めて少なく、私達の地域への貢献も足らなかつたと自省しています。元来小国林業として県下は勿論全国にも名声を博していることこそ祖先の汗と油で築き上げた永い歴史のもつ貴重な存在であること

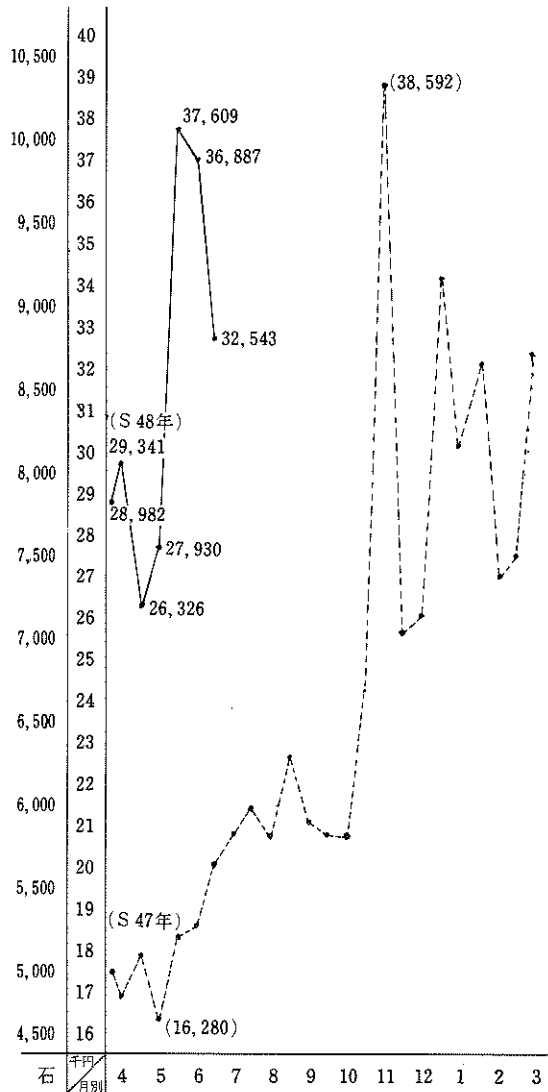
林研クラブの活動状況

林研クラブが昭和三十九年に森林組合の指導のもとに設立して以来、現在二十九名の会員構成を以て今日に至り林業の技術向上に励んでいます。その間町内の皆様には深いご理解を仰ぐ機会が極めて少なく、私達の地域への貢献も足らなかつたと自省しています。元来小国林業として県下は勿論全国にも名声を博していることこそ祖先の汗と油で築き上げた永い歴史のもつ貴重な存在であること

を再認識し、それに報いる為にも現代に沿った、林業の姿で維持して行くことが私達若い同志の使命であると互に心に刻んでいる次第です。最近林業関係の文献等の説によりますと、小国は森林王国と云われる反面粗放林業とされています。が今後は良質材生産の技術の転換が必要かと思われまします。一昨年は先進地視察として四国の久万林業を見学、尚昨年は鹿北林研クラブと交換研修会を実施しましたが、いずれの地域も良質材生産を目指して抜打ちに専念していることに

は実に驚嘆し深い感銘を受けました、昨今呼ばれます「四高林業」として高伐期、高蓄積、高生産、高品質、以上の四点を骨子とした基本理念こそ林業経営上実行すべき課題と思ひます。会員一同林業に関する知識を少しでも身につけ意気投合の中に有意義に林研クラブ活動を進展しており、今後町内の林業経営の一端でも寄与出来ることを希つていまして共に、先輩諸賢のご指導・鞭撻をお願い致します。尚若い年令層で入会をご希望される方は、森林組合又は最寄の会員にお申し出下さい。 南小国町林研クラブ会長

森林組合素材共販年度別表



第398回共販状況報告

南小国町森林組合

共 販 日 昭和48年7月6日

総出荷量 700,829m³

総売上 22,807,111円

総平均 32,543円(石当り9,039円)

樹種	長級	径級	高値	安値	備考
スギ	4m	3cm~8cm	33,030	25,600	前回
〃	〃	9cm~16cm	37,660	28,900	828,241m³
〃	〃	18cm~26cm	38,290	32,300	(2,981石)
〃	〃	28cm上	43,560	38,810	売上30,551,344円
〃	3m	3cm~18cm	33,000	21,600	(m³)36,887円
〃	〃	30cm~46cm	82,630	31,000	平均(石)10,246円
〃	2m	7cm~30cm	17,900	7,320	
ヒノキ	4m	7cm~22cm	50,160	46,290	
〃	〃	16cm~30cm	59,400	47,890	
〃	6m	12cm	58,000		

戸籍関係の手数料が値上げになります

戸籍法の改正に依り、七月一日より次のとおり値上げされます。

一、戸籍謄本、抄本、一枚につき 七十円

一、戸籍簿の閲覧 一件につき 七十円

一、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、認知の届出受理証明書 一件につき 五〇〇円

住民課

出稼へ出られる方へ

現在、当町からも多くの方々が出稼に出られ、家族と別れて暮さなければならぬと云った、不幸な状態におかれています。家庭生活を犠牲にしてまで出稼に出る以上は、安心して働ける事業所、仕事でなければなりません。

就労地、仕事を選ぶときは、必ず職業安定所又は役場の出稼相談員（住民課窓口）に充分相談の上就労して下さい。職業安定所が紹介した仕事については、賃金未払労働条件についての問題等、起らない事を前提としてお世話しておりますが、万一、起った場合は、労働基準監督署とも密接な連絡をとり、早期解決を図る様にしております。尚、安定所では出稼者の健康問題、就労先での問題、留守家族の不安を無くする為、色々な援助事業を行っています。安定所或いは、相談員を通じての援助措置を受けることが出来ません。

「出稼に行くときは」
1. 必ず安定所又は役場へ相談のうえ就労しましょう

2. 出稼労働手帳を持って行きましょう（安定所又は、役場窓口にて交付）

一、手帳を持っていると、身元の証明になる。

二、無料健康診断に利用出来る

三、出稼相談所に泊れる

四、雇入契約に利用出来る

五、賃金未払等の確認が出来る

3. 就労前に健康診断を受けましょう。

一、就労の際、安定所又は役場へ御連絡下さい。無料で健康診断が受けられます。

4. 出来るだけグループで就労しましょう。

5. 就労先の安定所、基準監督署、出稼相談所の所在地電話番号を知っておきましょう。

「事業所に着いたら」

1. 家族に知らせる

2. 労働条件をたしかめ出稼手帳の雇入契約書に記入してもらう。

（口約束では駄目です）

3. 次の地区へ就労した方で、問題が起きたときは、次の場所へ連絡して下さい。

※出稼援助相談所には宿泊室、休息室があり、出稼者の就労のとき、或いは、留守家族の方が面会に来られたとき、他に適当な宿泊場所が無くお困りの方に御利用頂きます。

① 名古屋市西区新道町一丁目

（電話）（五十二）二一七

② 大阪市南区長堀橋筋二丁目三の三

（電話）（六六）三三三六

◎出稼援助相談所

名 所	所 在 地	電 話
東京労働援助相談所	東京都港区新橋一丁目二の四	安室三六五
横浜労働援助相談所	横浜市中区新町一丁目五	関本二六六
名古屋労働援助相談所	名古屋市中村区新栄一丁目五	関本二六六
大阪労働援助相談所	大阪市中央区東区九	関本二六六

季節工関係求人情報

現在、阪神、中部、東京方面より求人が参っております。自動車部品製造関係、運輸関係、建設関係、その他各業種があり約二十件程あります。御希望の方は、役場まで御申出下さい。

『国民年金の保険料は忘れずに納めましょう』

国民年金の保険料は、納付義務が免除されている者を除いてすべての被保険者が各月の保険料について、納期限までに必ず納めなければなりません。

保険料の額は定額分月額五五〇円。所得比例制に加入している者は所得比例保険料の三五〇円を定額分に加算した額九〇〇円を、五年年金保険料は七五〇円を納めることになっています。

昭和47年度福祉年金、拠出年金受給内訳表			
福 祉 年 金		拠 出 年 金	
種 別	件数	種 別	件数
老令年金	439	老令年金	46
障害年金	42	遺族老令年金	1
母子年金	2	障害年金(1級)	7
		障害年金(2級)	5
		母子年金	17
		死亡一時金	6
小 計	483	小 計	82
合計 24,162,965円			

尚、昭和四十七年度中に年金の給付を受けた内訳を表にしますと次のとおりです。

めているか、あるいは三年以上免除を受けていることが条件とされているので、もし滞納していると交通事故にあつたり、病気になる場合などに年金が支給されないことにもなります。

この保険料の納付方法は、当町では各地区組織の方々の尊い献身的な御努力により保険料をとりまとめていただいているものです。納めたつもりでも実は、納め忘れがあつたということが案外多いものですから毎月納め忘れのないよう心がけてください。

第二十三回 社会を明るく する運動

……七月三十一日くりひろげられました法務省主催のもと本県では国、県の機関や民間の団体等で組織する県実施委員（委員長 沢田熊本県知事、事務局 熊本保護観察所）と市町村単位の機関、団体で組織する地区実施委員会（委員長 各市町村長）が結成され、それぞれの地域で「青少年の非行防止のための地域活動の促進」を重点目標とした広報や関係行事が行われました。

激動する社会状況の中で未成熟な青少年の犯罪は、交通犯罪を含め、質的に悪化し低年令化しています。特に学校生徒の犯罪が県下の青少年刑法犯の七〇パーセントに達している現状はまことに寒心にたえません。

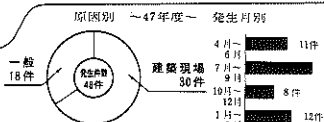
犯罪を予防し、犯罪をした人を更正させるためには関係機関団体だけが如何に努めても、青少年をとりまくすべての人々が自分の問題として、しんげんに取りくまなければ、その効果は十二分にあげることが到底出来ません。

- ことに、一回罪をおかした人や青少年たちに対して、再び罪をおかさないように愛の援護の手をさしのべるのが大切です。
- わたしたちは、それぞれの立場において力を合わせ犯罪のない明るい家庭、明るい社会を作りあげていきたいと思います。
- ＝努力目標＝
- 〔青少年に対して〕
- ① 青少年の考えを理解することに努力しよう
 - ② 青少年の行動を理解することに努力しよう
 - ③ 青少年との心の歪を生じないように努力しよう
 - ④ 青少年の話し相手になれるように努力しよう
 - ⑤ 優しい心ときびしい目を失わないように努力しよう
 - ⑥ 非行を見たらちゅうちよせず、勇気をもってすぐに注意するよう努力しよう
- 〔あやまちを犯した人に対しては〕
- ① あなた以上にそのことを気にしていることを心に銘じ、暖かい目を注ぐように努力しよう
 - ② 更正はみんなが自分の問題として考えることができるよう努力しよう

正しい使い方では事故は〇 〈感電事故をなくしましょう〉



感電事故はこんなにおきています



◎おめでとう ございます

齊藤 貴也	荒倉上	五月八日
日野 留美	志津上	五月八日
徳丸 聖一	本町一	五月六日
宅野 久美	脇戸	六月一日

◎おくやみ 申し上げます

橋本 史郎	田中	六月十二日
佐藤 今朝一	動目木	五月十六日
岩下 米三郎	立岩	五月十七日
北里 房記	田尻	五月二十一日
橋本 タミヨ	志童子	六月十一日
安藤 トシ子	田尻	六月六日